

八尾市規則第15号

八尾市地域公共交通会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 交通会議は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 公共交通事業者の関係団体の代表者又はその指名する者
- (4) 地域住民団体の代表者又はその指名する者
- (5) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 大阪府八尾警察署長又はその指名する者
- (8) 市の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 会長は、必要に応じ、交通会議に部会を設置することができる。

(会議)

第3条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 会計その他交通会議の運営に関するもの
- (3) その他会長が軽易であると判断したもの
（意見の聴取）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 交通会議の庶務は、都市整備部交通対策課において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。